

法人税法の一部を改正する法律案要綱

一 外国子会社からの受取配当の益金不算入

- 1 内国法人又は連結法人が外国子会社から受ける配当等の額は、内国法人又は連結法人の益金の額に算入しない〔現行は、益金に算入〕ものとする。 （第 23 条及び第 81 条の 4 関係）
- 2 1 に伴い、外国子会社から受ける配当等がある場合における当該外国子会社の所得に対して課される外国法人税額の控除（間接外国税額控除）の仕組みを廃止するものとする。 （第 69 条及び第 81 条の 15 関係）

二 特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入制度の廃止

特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入制度に係る規定を削除すること。 （第 35 条関係）

三 施行期日等

- 1 この法律は、平成 21 年 2 月 1 日から施行するものとする。
- 2 改正後の法人税法の規定は、法人の施行日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税等について適用し、法人の同日前に終了した事業年度の所得に対する法人税等については、なお従前の例によるものとする。
- 3 その他所要の規定の整備を行うものとする。